

空家等管理活用支援法人の指定について

空き家対策を総合的に強化するため、改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）が令和5年12月13日に施行され、新たに空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）制度※が創設されました。

このたび、本市では、民間法人との連携により、空き家所有者からの管理・活用・解体等に関する相談対応の充実などを図るため、次のとおり支援法人を指定しましたので、お知らせします。

※ 空家等管理活用支援法人制度《空家法第23条から第28条まで》

市町村が、空き家の管理・活用に取り組む民間法人を空家等管理活用支援法人として指定することで、支援法人が公的な立場から活動しやすい環境を整備し、空き家対策に取り組む市町村の補完的な役割を果たすことを目的に、空き家所有者に対する相談対応や、管理・活用に関する普及啓発などを行う制度

・支援法人の概要

法人の名称	株式会社 クラッソーネ
法人の所在地	愛知県名古屋市中区栄2丁目11-30 セントラルビル5階
指定期間	令和8年1月30日から令和10年3月31日まで
実施業務	<ul style="list-style-type: none">・空き家所有者に対する情報提供や相談対応・空き家の解体費用や解体後の土地の売却価格の概算額を無料積算できるシミュレーターの提供・空き家の管理・活用に関する普及啓発

法人の名称	特定非営利活動法人 空家・空地管理センター
法人の所在地	埼玉県所沢市西所沢2丁目1-12 第2北斗ビル
指定期間	令和8年1月30日から令和10年3月31日まで
実施業務	<ul style="list-style-type: none">・専門家や協力事業者と連携した、空き家ワンストップ無料相談窓口による所有者への伴走支援・所有者からの委託に基づく空き家の管理・活用のための事業・空き家の管理・活用に関する普及啓発

【参考】相模原市ホームページ

空家等管理活用支援法人制度について

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/sumai/1026511/1034107.html>

問合せ先
住宅課
042-769-9817（直通）

その空き家、本当に必要ですか？空き家は急速に劣化するため、放置は禁物です。
空き家の将来（どのようにするか）を早めに決断しましょう！「解体」も選択肢の1つです。
※相模原市はクラッソーネと空き家の解体促進についての連携協定を結んでいます。

所有者のデメリット

- 01 維持管理に手間や費用がかかる。
- 02 建物が劣化し、資産価値が下がる。
- 03 損害賠償に発展する可能性がある。

近所の方に迷惑がかかるかも

- 不審者の侵入
- ごみの不法投棄
- 草木の繁茂
- 放火による火災
- 害虫やねずみの発生、動物の棲みつき



空き家の維持・管理のポイント

- 01 室内の換気
- 02 水道を流す
- 03 郵便ポストの管理
- 04 庭木の剪定・草むしり
- 05 建物（屋根、外壁、窓等）の確認
- 06 門やブロック塀等の確認

※近所の方に連絡先を伝えておくと、トラブルを防げます

相模原市 都市建設局
まちづくり推進部
住宅課

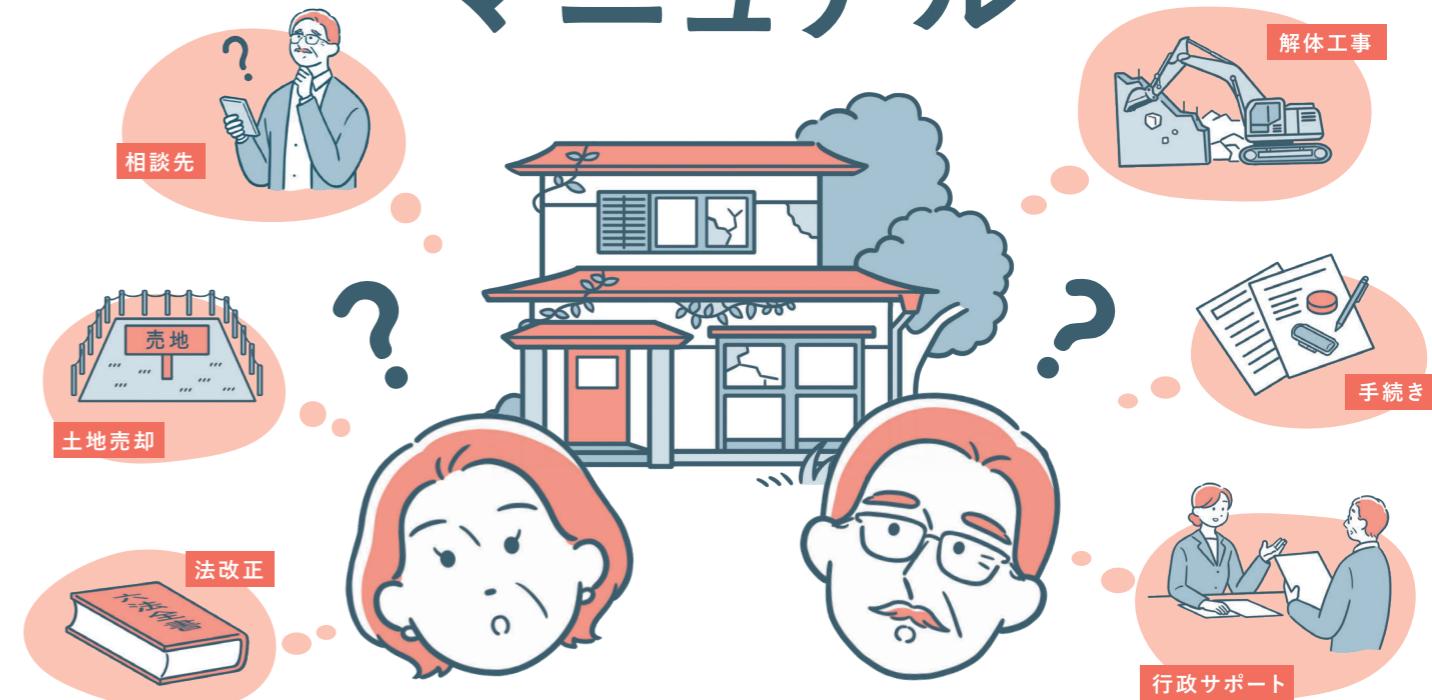
042-769-9817



相模原市の
空き家対策
はこちら!!



空き家解決 マニュアル



知っていますか？空き家に関する2つの法改正

土地国庫 帰属制度



どんな制度？

一定の要件を満たした場合に、相続した土地を手放して国の所有に出来る制度です。2023年に開始されました。

対象となる 土地の要件とは？

「建物が建っていない=更地である」ことが前提条件です。その上で、土壤汚染されていない等いくつかの条件があります。

管理不全 空家等の新設



管理不全 空家等とは？

適切な管理ができておらず、放置すると特定空家等になる恐れのある建物のことです。空き家問題の増加に伴い2023年に新設されました。

管理不全空家等に 指定されると？

住宅用の土地に適用される固定資産税等の減額措置が解除されます。つまり土地の固定資産税等が最大で6倍になる可能性があります。

解体費用 シミュレーター

本制度の適用は更地が前提条件です。まずは概算の解体費用を把握しましょう。

空き家の 迷惑度診断

所有されている空き家の管理状態が適切かどうかが、簡単な質問に答えるだけで診断できます。

クラッソーネは空き家や家じまいでのお困りごとをサポートしています

クラッソーネは、全国2,300社超の解体工事会社ネットワークで、安くて安心な解体工事を実現する解体工事のプラットフォームです。不動産売却や家財整理など、空き家の整理や家じまいに関する様々なサポートも行っております。相模原市をはじめとした全国168の自治体※と「空家等の除却促進に係る連携協定」を締結し、空き家問題の解決に取り組んでいます。※2025年12月1日現在 行政運営の団体含む

crassone
クラッソーネ

解体工事や空き家整理
家じまいのご相談は

通話
無料

0120-304-395

株式会社クラッソーネ 愛知県名古屋市中区栄2丁目11-30セントラルビル5階 受付時間 9:00~18:00 (定休日:土・日・祝)

空き家の放置がもたらす3つのリスク

空き家の長期間放置は、様々な実害が発生します。放置すればするほど、整理が難しくなる「負動産」に。親族や近隣に負担をかけないためにも、自治体の制度を確認して早期解決に取組みましょう。

Risk 01

累積する 家計へのダメージ!!

空き家は保持しているだけで、固定資産税・水道光熱費・火災保険料・營繕費用・移動交通費などがかかります。地域や建物により異なりますが、一般的には年間20~30万円程かかるケースが多く、5年間も経てば100万円を超える看過できない負担に。

Risk 02

老朽家屋が 法的措置の対象に!?

建物の管理がずさんで危険と判断されると「特定空家等」や「管理不全空家等」に認定されます。特定空家等では、行政代執行による強制撤去で費用を請求されるリスク、管理不全空家等では固定資産税の減免措置が解除され、納税額が上がるリスクが！

Risk 03

火災・損壊による 近隣トラブル!?

人が住まなくなり、管理がされなくなった建物は想像以上に劣化が早くなります。樹木や雑草の繁茂、ゴミの不法投棄など近隣とのトラブルの要因にも。空き家の火災や倒壊で近隣に被害を出したら数千万円超の損害賠償請求をされるリスクも！

空き家所有者の方へ

＼住んでいない実家・自宅のお悩みは／

相模原市 空き家の相談窓口



解決に向けてサポートいたします。

様々な専門家・協力事業者が

空き家等に関するご相談に

管 理

相続した実家を
管理できない…

家財整理

家財整理ができず
前に進めない…

活 用

空き家となった自宅を
貸せる?貸せない?

解 体

解体したほうがいい?
しなくていい?

庭木剪定

庭木が生い茂って
近隣に迷惑を
かけている…

売 却

相続した実家を売るまでの
手順がわからない

税金・法律

売却した後の税金って
どのくらい?

相 続

相続トラブルになって
活用ができない…

お問い合わせ

NPO法人 空家・空地管理センター



0120-336-366

HPはコチラ/



ご相談
無料



受付時間：9時～17時（※年末年始除く）



空家空地管理センター

検索



NPO法人
空家・空地管理センター

相模原市とNPO法人 空家・空地管理センターは、
「相模原市における空家等対策に関する協定」を締結し、連携して空き家対策に取り組んでいます。

ご相談者様の状況に適した 信頼のできる専門家・事業者をご紹介



「所有の空き家を地域のために活用したい」

「活用できる空き家を探している」

といったご相談も受け付けております。

相模原市 空き家の相談窓口では 空き家等に関する以下のサポートをおこなっています

対象者

- ・相模原市民で空き家を所有（予定）する方
- ・相模原市内に空き家を所有（予定）する方

01



相続や売却、賃貸、管理の
情報提供及び
経済的な試算

02



弁護士等の専門家や
不動産業者等の協力事業者と
連携・協力した提案

03



解決策提案後の
相談者に対する
フォローアップ等

04



空き家等適正管理支援

お問い合わせ

NPO法人 空家・空地管理センター



0120-336-366



受付時間：9時～17時（※年末年始除く）



空家空地管理センター

検索



HPはコチラ/

ご相談
無料